

体育・スポーツ施設の整備・運営方法が都市の持続性に与える影響に関する研究

○名古屋大学大学院 学生会員 高橋 宏和

名古屋大学大学院 正会員 加藤 博和

名古屋大学大学院 フェロー 林 良嗣

1. はじめに

所得と余暇時間の拡大に伴い、スポーツや芸術などといった余暇活動は、市民の生活の質を左右する大きな要因と位置付けられるようになってきた。日本において、スポーツ活動を支える施設は、学校体育への対応が先行して進められ、60年代までには全国のほとんどの学校に多目的運動場・体育館・プール等が整備された。70年代に入ると公共スポーツ施設の整備も積極的に進められた。その結果、日本の体育・スポーツ施設の数は先進諸国と同様に充実している。しかしながら、市民のスポーツ活動のニーズに対して、公共スポーツ施設や学校体育施設が適切なサービスを提供できていないという現状がある。この原因として、スポーツ政策体系、スポーツ施設の財源、スポーツ施設と都市計画との関係など、様々な要因が考えられる。スポーツ活動は、地域社会に対して健康面・経済面で大きな影響を与え、ひいては都市の魅力や個性を醸成し、都市の持続性を高めることにつながるものである。したがって、地域住民のニーズに合ったスポーツ環境を提供することは、今後の日本の都市にとって重要な施策の1つになると考えられる。

そこで本研究では、スポーツ実施率が高くスポーツ活動が地域の文化として根付いている欧米諸国におけるスポーツ施設整備・運営方法及び制度を整理し、日本のそれと比較することにより、日本のスポーツ施設の環境が市民のニーズに対応しきれていない原因を探る。そして、日本において、市民がスポーツ活動に積極的に参加できるような体育・スポーツ施設の整備・運営方法を提案することを目的とする。

2. 地域社会におけるスポーツ活動の役割

地域住民のスポーツ活動は、地域社会に対してさまざまな影響を与えられられる。具体例として、医療費の削減や新たな雇用機会の創出といった経済的な面、また心疾患や腰痛症の発生数の減少といった身体的な面において、各国で具体的な数値が推計されている。さらに、ストレス解消や仲間とのコミュニケーションの構築といった精神的な面での効果も非常に大きいと考えられる。

地域社会においてこれらの要因が複合的に作用することが、地域活性化さらには持続可能な都市へと発展していくための重要な条件となると考えられる。

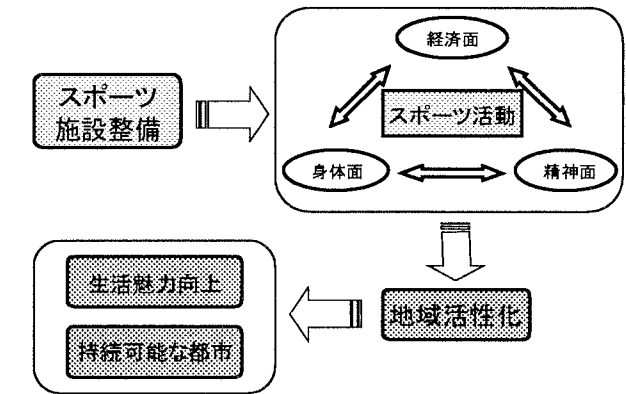


図1 スポーツ活動による地域活性化の流れ

3. 体育・スポーツ施設の整備・運営方法の国間比較

各国における体育・スポーツ施設の整備・運営方法は、①スポーツ政策の体系、②スポーツ関係の財源システム、③都市計画、と密接にかかわっていることから、これら各項目に関して先進諸国間で比較を試みる。

3.1. スポーツ政策の体系

表1 日本と欧米諸国のスポーツ政策体系

国名	1) スポーツ関係法の有無	2) スポーツ担当機関	3) スポーツ行政の形態	4) スポーツ組織の形態*
フランス	有	青少年スポーツ省	中央集権型	一体型
ドイツ	無	内務省スポーツ局	地方分権型	分離型
イタリア	有	オリンピック委員会(民間)	中央集権型	一体型
日本	有	文部科学省スポーツ青少年局	中央集権型	分離型
イギリス	無	文化・スポーツ・メディア省	中央集権型	分離型
アメリカ	有	オリンピック委員会(民間)	地方分権型	一体型

*オリンピック委員会とスポーツ協会の存在形態

1) スポーツ関係法

EUに関しては、各国の法律のほかに、「European Sport for All Charter (1975)」及び「European Sports Charter (1992)」を下にしてスポーツ振興が行われてきている。日本では、「スポーツ振興法(1978)」をもとにスポーツ振興が行われている。

2) スポーツ担当機関

日本を除くすべての国で、文教行政以外の機関がスポーツ振興を司っている。また、イタリアとアメリカにおいては、民間団体であるオリンピック委員会が担当している。

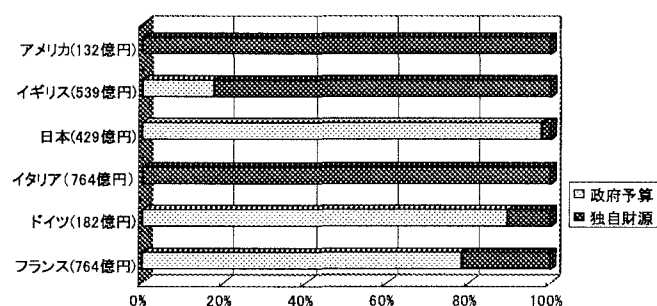
3) スポーツ行政の形態

中央集権型では、国がスポーツに関するすべての政策を担っているのに対し、地方分権型では、中央政府は主としてトップスポーツの振興を、地方政府は大衆スポーツに関する政策を遂行するというように、国と地方政府の役割を明確に打ち出している。

4) スポーツ組織の形態

国内オリンピック委員会と国内スポーツ協会とが一つの組織になっている一体型では、政策実施面や運営費など様々な面で利点がある。分離型では、国内オリンピック委員会はトップスポーツ・国内スポーツ協会は地域スポーツというように役割を分担している。

3.2. 体育・スポーツ施設の財源・運営方法



スポーツ振興に係る財源は、主に政府予算と、基金や「くじ」といった独自財源に分けられる。図2より、日本の財源は欧米諸国と比べて政府予算の割合が高い状況にある。長期的な政策のためには安定した独自財源が必要となることから、日本も欧州諸国にならい 2000 年から「スポーツ振興投票くじ」が導入されたが当初の売上目標を大きく下回り、安定した独自財源確保のために試行錯誤が続いている。

また、アメリカやフランスでは、トップスポーツの強化・長期的な政策の実施という観点から 4 カ年度予算という形態を取っている。さらに、他の先進諸国においても単年度予算から 4 カ年度予算へシフトする傾向がある。

欧州諸国では経済状態が停滞時期にあった 1980 年代から、限られた財源での効率的なスポーツ振興を行うた

め、スポーツ施設の低コストな建設・運営に関する政策が出され、その主な手段として施設の計画段階から積極的に民間活力を導入してきた。また、民間団体に資金援助をすることで一般市民への施設開放などを進めてきた。

3.3. 体育・スポーツ施設の整備方針

欧州諸国ではドイツの「ゴールデン・プラン(1960)」に代表されるように、60 年代以降積極的に施設建設が進められてきた。日本でも同様に 70 年代から施設建設が進められてきたが、各自治体が多目的運動場・体育館・プールを横並びで整備する形で進めてきた。また、国民体育大会や大規模イベントの開催に備えて大規模施設を建設する形をとり、一般市民向けのスポーツ施設の建設が疎かになった。さらに、文部科学省以外にもおよそ 10 省庁がスポーツ施設を整備していることが、整備方針が一貫しない要因となっている。一方、欧州諸国では地区ごとの整備状況やニーズなどの詳細な調査をもとに施設整備を進めてきた。また、その施設を地域住民により組織された非営利クラブに運営を任せることにより、地域に根ざしたスポーツ活動を実現させてきたといえる。

アメリカでは、スポーツ施設整備及び運営を効率良く行うための特別区として、「公園区」または「レクリエーション区」を制定している。これは、①レクリエーション・スペースに必要な土地収用、②区域住民に対するレクリエーション税の徴収、③特別債券の発行、という権限を認めた特別区である。これにより、地域住民の意見を取り入れた施設整備が可能となり、スポーツ活動の参加に対する動機づけとなっている。

4. おわりに

本稿では、①スポーツ政策の体系、②体育・スポーツ施設の財源、③体育・スポーツ施設の整備方針について、日本と欧米諸国との比較を行った。今後、これらの項目に関してさらに詳細な分析を行うとともに、日本において都市の持続性に着目した体育・スポーツ施設建設および運営に関するモデルを提示する予定である。

<参考文献>

- 1) 笹川スポーツ財団：スポーツ白書 2010, 2001
- 2) 渡邊融：現代社会とスポーツ, 2001
- 3) Council of Europe: Study on national sports legislation in Europe, 1999
- 4) Council of Europe: Council of Europe's work on sport 1967-91, 1992
- 5) 桑野豊：体育・スポーツの振興, 1982